

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

○生活保護法による指定医療機関の変更の届出

○生活保護法による施術者の指定

○保安林の指定の予定

○道路の供用開始

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)

公 告

○平成三十年度個人情報保護条例の運用状況

○平成三十年度情報公開条例の施行状況

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分))

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の指定取消しの届出

○宮城県議会議員一般選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日等

ページ

一 (社会福祉課) 一
一 (同) 一
一 (同) 一
一 (同) 一
二 (森林整備課) 二
二 (道路課) 二
二 (都市計画課) 二
三 (県政情報・文書課) 三
四 (同) 四
六 (契約課) 六
六 (同) 六
八 八
九 九
九 九
一〇 一〇

公安委員会

○警備員等の検定等に関する規則附則第七条第一項の規定による検定合格者審査の実施

告 示

○宮城県告示第八百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大島調剤薬局	気仙沼市高井二百十五-二	令和元年九月一日
せみねの丘クリニック	栗原市瀬峰根岸五十五-二医師宿舍A棟	令和元年八月一日

○宮城県告示第八百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社ことぶき調剤薬局	石巻市丸井戸三-四-七	令和元年七月二十日
アイ薬局	角田市角田字牛館五十七-一	令和元年八月十日

○宮城県告示第八百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地	変更年月日
おおくぼ総合医療クリニック		名取市植松三ー五ー二四	令和元年五月二十日
変更後	名称	所在地	変更年月日
おおくぼ呼吸器内科・メンタルクリニック		名取市植松三ー五ー二四	令和元年五月二十日

○宮城県告示第八百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
草刈 俊治	くさかり鍼灸治療院	遠田郡美里町牛飼字清水江二ー一	令和元年八月二十七日

○宮城県告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
栗原市一迫字嶋躰耳取三五、字嶋躰大谷地二二
- 二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	角田山下線	角田市枝野字北島八七番一地从先から同市枝野字北島五一番一地从先まで	令和元年十月十五日

○宮城県告示第八百三十三号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類
仙塩広域都市計画公園

2 名称

三・三・七百三号 小野南中央公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百三十四号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地

2 名称

四号 小野南緑地

五号 小野東緑地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百三十五号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

大和リサーチパーク北地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第六十二条の規定により、平成三十年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 個人情報取扱事務の登録件数 1,346件

2 開示請求の件数及びその決定内容

(1) 件数及び決定内容

受付件数	決 定 内 容						
	開 示	部 開 示	分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不在	その他
565	152	216	1	5	122	69	0

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

区 分	件 数	決 定 内 容						
		開 示	部 開 示	分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不在	その他
実施機関名								
知 事	58	14	21	0	0	0	18	5
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	105	18	9	0	0	0	43	35
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	179	106	1	0	0	0	57	15
公 安 委 員 会	1	0	1	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	208	0	184	1	0	0	4	14

監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政機関 地方独立行政法人 宮城県立こども病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人宮城大学	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	565	152	216	1	5	122	69								

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 開示請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分 審査請求	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況						取下げ	審理中
			裁 決			却 下				
			却	棄却	一部認可	却	棄却	一部認可		
1	2	3	1	1	0	0	0	0	1	

(2) 概要

イ 宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 数	名	処理状況
平成29年10月2日		優生手術関係文書に記載された個人情報 の不存在決定に対する審査請求	棄却

平成31年2月25日	通知書関係文書に記載された個人情報 の不存在決定に対する審査請求	審 理 中
------------	-------------------------------------	-------

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 1件

- 口頭による開示請求の件数 43,906件
- 訂正請求の件数及びその決定内容 197件
- 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
- 利用停止請求の件数及びその決定内容 0件
- 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況 0件
- 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 0件

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」とする。）第三十七条の規定により、平成三十一年度における条例の履行の状況は次のとおり公表する。

令和元年十月十五日

宮城県知事 長 井 肇 崇

1 行政文書の開示請求及び開示決定等

(1) 件数及び決定内容

受付件数	決 定 内 容						処理中
	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他	
1,208	721	244	1	6	61	175	0

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

区 分	件 数	決 定 内 容					
		開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他
実施機関名							
知	1,093	685	212	1	2	30	163

公営企業管理者	6	3	2	0	0	0	0	0	0	1
教育委員会	47	11	11	0	1	18	6			
選挙管理委員会	7	3	4	0	0	0	0			
人事委員会	2	0	0	0	0	1	1			
監査委員	1	0	0	0	0	0	1			
公安委員会	1	1	0	0	0	0	0			
警察本部長	39	9	13	0	3	12	2			
労働委員会	1	0	0	0	0	0	1			
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0			
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0			
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0			
地方独立行政機関	3	3	0	0	0	0	0			
地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0			
公立大学法人	3	3	0	0	0	0	0			
宮城県住宅供給公社	3	3	0	0	0	0	0			
宮城県道路公社	1	0	1	0	0	0	0			
宮城県土地開発公社	1	0	1	0	0	0	0			
合計	1,208	721	244	1	6	61	175			

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 不服申立て

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況				取下げ	審理中
			決 定 (裁 決)	却 却	一 部 認 容	認 容		
5	11	16	0	0	1	0	1	14
審査請求								

(2) 概要

1 宮城県情報公開審査会 (以下「審査会」という。)に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処理状況
平成29年7月19日	談合情報関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成29年7月28日	調査業務業者選定関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
平成29年12月5日	体罰事故報告書関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
平成30年2月20日	特別弔慰金関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	取 下 げ
平成30年3月1日	優生手術関係文書に係る行政文書非開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成30年4月18日	組合資格審査関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成30年6月11日	入札参加資格関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成30年6月19日	建設業許可申請関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成30年6月19日	建設業許可申請関係文書に係る行政文書開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成31年1月30日	移転補償費関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成31年2月20日	建築士法相談記録関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成31年2月25日	提訴予告通知書関係文書に係る行政文書不存在決定に対する審査請求	審 理 中
平成31年2月25日	生活保護課訴訟関係文書に係る行政文書不存在決定に対する審査請求	審 理 中

平成31年2月25日	遺族要望書関係文書に係る開示請求却下処分に対する審査請求	審 理 中
平成31年2月25日	優生手術関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 1件

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 (仮) 鎮守大橋上部工工事(中央) (令和元年度県債道路受(復興)四九一〇六号)

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和元年八月二十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三井住友建設株式会社東北支店 仙台市青葉区花京院二丁目一番十四号

五 落札金額 二十二億八千五百二十六千円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和元年五月二十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A I併用型ハイパスベクトルカメラシステム 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和二年三月十九日(木)

4 納入場所 宮城県産業技術総合センター 研究棟 R一四二三室

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ令和元年十月二十三日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 須藤 凜太郎 電話〇二二一二一一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和元年十月二十三日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年十月二十三日(水)午前九時から令和元年十月

二十五日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年十月二十五日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和元年十月二十九日(火)午前九時から令和元年十月三十日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和元年十月三十日(水)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和元年十月三十一日(木)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当す

る金額を控除した金額を入札書に記載すること。
6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : AI-equipped Hyperspectral Camera System (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : March 19, 2020 (Thu)
- 3 Place of Delivery : Room R-423, Research Wing, Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government
- 4 Deadline for Bid : October 30, 2019 (Wed), 5 : 00 pm.
- 5 Contact Person : Rintaro Suto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和元年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
遠藤とくお後援会	中村 功	後藤 洋一	遠田郡涌谷町猪岡短台字桑畑一七	平成三十一年四月二十二日

大村晃一後援会 大村 晃一 宮武 聡 岩沼市三色吉字水神二八 令和元年九月九日

小畑きみ子後援会 小畑 仁子 渡邊千鶴子 仙台市泉区泉中央一三四一六 令和元年九月九日

寒風澤敦司後援会 寒風澤敦司 三品 宗俊 岩沼市南長谷字原西九一 令和元年九月十七日

鈴木くにひこ後援会 鈴木 邦彦 鈴木 邦彦 亶理郡亶理町字愛宕前六二一四 令和元年九月二日

鈴木しゅういち後援会 鈴木 秀一 鈴木 秀一 亶理郡亶理町逢隈鹿島字町東南一六一四 令和元年九月二十四日

たかなし明美後援会 高梨 明美 高梨 英一 岩沼市二木二一七一八 令和元年九月九日

高橋まり子後援会 高橋 厚 高橋真理子 亶理郡山元町浅生原字上宮前一九一三〇 令和元年九月十七日

内藤りょうすけと未来を考える会 内藤 良介 庄司 保 仙台市太白区西中田五七一七八 令和元年七月二十二日

日野しゅういつ後援会 日野 秀逸 日野 明美 塩竈市東玉川町四一七 令和元年七月八日

平井たかあき後援会 平井 隆章 坂根 守 亶理郡山元町つばめの杜四一三二一五 令和元年九月二十五日

森よしひろ後援会 森 義洋 酒井 貴紀 亶理郡亶理町字台田四四一三 令和元年九月十日

山家大後援会 山家 大山家 大 柴田郡村田町大字沼辺字日向一七一 令和元年七月三日

渡辺博史後援会 渡邊 博史 中村 公紀 仙台市青葉区木町通一一八一二八 令和元年九月二十五日

○宮選管告示第百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和元年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新 旧	異動年月日
安部たかし後援会	奥山 勝夫	代表者の氏名	奥山 勝夫	林 裕志 令和元年九月二十五日
伊藤吉浩後援会	星 紘毅	会計責任者の氏名	佐々木伸雄	菅原 伝久 令和元年九月九日

猪股洋文後援会	大山 匡	主たる事務所の所在地	加美郡加美町字町裏一〇八一四	加美郡加美町字矢越二七七一一	令和元年九月二日
小野かずお後援会	小野 俊幸	代表者の氏名	小野 俊幸	小野 栄	令和元年九月十二日
佐藤正昭連合後援会	佐藤 和宏	代表者の氏名	佐藤 和宏	佐藤 昭男	令和元年八月二十六日
すずき新津男後援会	鈴木新津男	主たる事務所の所在地	多賀城市高橋二一五一一三	多賀城市高橋二一五一一二八	令和元年九月一日
橋本けいいちと市政を元気にする会	橋本 啓一	主たる事務所の所在地	仙台市泉区南中山三一六一一	仙台市泉区南中山三一七一二	平成三十一年四月十五日
フォーラム22	佐藤 正昭	会計責任者の氏名	佐藤 ゆかり	佐藤 節子	令和元年八月二十五日
本吉唐桑商工政治連盟	高橋 和志	政治団体の名称	本吉唐桑商工政治連盟	宮城県商工政治連盟本吉唐桑支部	令和元年八月二十三日
八島利美後援会	黒田 正敏	主たる事務所の所在地	角田市角田字稔町五一一五	角田市高倉字新町一九四一五	令和元年九月二十二日
わたなべ忠悦後援会	亀井 達夫	主たる事務所の所在地	登米市迫町佐沼字大網八八一	登米市迫町佐沼字大網五三四	令和元年九月二十二日
○宮選管告示第百二十五号					
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。					
令和元年十月十五日					
	宮城県選挙管理委員会	委員長	伊 東 則 夫		
(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）		代表者の氏名	解散年月日		
政治団体の名称		小川 隆秀	令和元年八月三十一日		
渡辺元道後援会					
○宮選管告示第百二十六号					
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。					
令和元年十月十五日					
	宮城県選挙管理委員会				

				委員長	伊 東 則 夫
(その他の政治団体)		政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）			
渡辺元道後援会		報告年月日	31.2.21 (1.8.31解散)		
1 収入総額				2,258	
2 支出総額				2,258	
○宮選管告示第百二十七号					
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。					
令和元年十月十五日					
	宮城県選挙管理委員会	委員長	伊 東 則 夫		
(その他の政治団体)		政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）			
渡辺元道後援会		報告年月日	1.9.2 (1.8.31解散)		
1 収入総額				2,258	
2 支出総額				2,258	
○宮選管告示第百二十八号					
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。					
令和元年十月十五日					
	宮城県選挙管理委員会	委員長	伊 東 則 夫		
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名		公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日

大村 晃一 岩沼市議会議員 大村晃一後援会 岩沼市三色吉字水神二八 令和元年九月六日

小野 明子 亶理町議会議員 小野あきこ後援会 亶理郡亶理町字西郷二五九一九 令和元年八月十四日

寒風澤敦司 岩沼市議会議員 寒風澤敦司後援会 岩沼市南長谷字原西九一 令和元年九月十七日

高梨 明美 岩沼市議会議員 たかなし明美後援会 岩沼市二木二一七一一八 令和元年九月九日

内藤 良介 仙台市議会議員 内藤りようすけと未来を考える会 仙台市太白区西中田五七七八 令和元年七月一日

渡邊 博史 宮城県議会議員 渡辺博史後援会 仙台市青葉区木町通一八二 令和元年九月二十四日

○宮選管告示第百二十九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

令和元年十月十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 取消年月日

島山 昌樹 島山昌樹の会 平成三十年十二月二十日

○宮選管告示第百三十号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日等を次のとおり定める。

令和元年十月十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

一 被登録資格決定の基準となる日

令和元年十月十七日（ただし、年齢については令和元年十月二十七日とする。）

二 登録を行う日

令和元年十月十七日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第122号

警備業務法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和元年10月15日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

1 審査に係る警備業務の種類及び級

(1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級

(2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級

(3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級

(4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

(5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

令和元年11月26日（火）午前9時30分から

3 実施場所

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部

4 審査定員

前記1に掲げる警備業務の種類1級及び2級あわせて20人

5 審査対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務1級

<p>検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(2) 施設警備業務1級 旧検定の常駐警備に係る旧検定規則第1条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(3) 交通誘導警備業務1級 旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(5) 貴重品運搬警備業務1級 旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(6) 空港保安警備業務2級 旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(7) 施設警備業務2級 旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(8) 交通誘導警備業務2級 旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(10) 貴重品運搬警備業務2級 旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>6 審査内容 審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）</p> <p>7 事前申込み (1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について聴取）。 なお、1回の電話での受付は1人とする。</p> <p>(2) 受付期間</p>	<p>令和元年10月28日（月）から11月1日（金）までの5日間（10月28日から同月31日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで） なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>8 申請手続き 事前申込みにより予約番号を所得した者に対する申請手続きは、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間 令和元年11月5日（火）から同月11日（月）までの土、日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申請書の提出先 事前申込みの際に申請先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 ア 審査申請書（検定規則別記様式）1通 イ 旧検定規則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し1通 ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1葉 エ その他 （ア）住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地を疎明する書面1通 （イ）属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面1通</p> <p>(4) 審査手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第70の2項に基づき、4700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。</p> <p>9 審査の実施に関し必要な事項 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。</p> <p>10 その他 審査に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課 電話番号022-221-7171 内線3054、3055</p>
---	---